

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【公表番号】特表2010-517017(P2010-517017A)

【公表日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2009-546534(P2009-546534)

【国際特許分類】

G 0 1 N 21/17 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 21/17 6 3 0

A 6 1 B 1/00 3 0 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一つの第一の電磁放射線をサンプルに提供し、少なくとも一つの第二の電磁放射線を第一のレファレンス路に提供し、少なくとも一つの第三の電磁放射線を第二のレファレンス路に提供する、少なくとも一つの第一の機構であって、ここで、該少なくとも一つの第一の機構によって提供される放射線の周波数は、時間と共に変化する、少なくとも一つの第一の機構と；

(i) 少なくとも一つの第一の電磁放射線に付随する少なくとも一つの第四の電磁放射線と少なくとも一つの第二の放射線に付随する少なくとも一つの第五の電磁放射線との間の第一の干渉についてのすべての深度、及び、

(ii) 前記の少なくとも一つの第四の電磁放射線と前記の第三の放射線に付随する少なくとも一つの第六の電磁放射線との間の第二の干渉についてのすべての深度、を同時に検出する少なくとも一つの第二の機構と、を含む装置。

【請求項2】

前記の第一のレファレンス路の光路長が、前記の第二のレファレンス路の光路長と実質的に異なる、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記の第一のレファレンスの光路長と前記の第二のレファレンス路の光路長との差が、500 μm超である、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記の第一のレファレンス路が、前記の少なくとも一つの第二の電磁放射線の周波数を偏移させる機構をさらに有する、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記の第二のレファレンス路が、前記の少なくとも一つの第三の電磁放射線の周波数を偏移させる追加的な機構を有する、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記の少なくとも一つの第二の電磁放射線の周波数の偏移の大きさが、前記の少なくと

も一つの第三の電磁放射線の周波数の偏移の大きさと異なる、請求項4に記載の装置。

【請求項7】

前記の少なくとも一つの第一の電磁放射線が、中心周波数が時間と共に実質的に連続的に、ミリ秒あたり100テラヘルツを超える同調速度で変化するスペクトルを有する、請求項1に記載の装置。

【請求項8】

前記の少なくとも一つの第四の電磁放射線が、前記のサンプルの固有の位置から提供される、請求項1に記載の装置。

【請求項9】

前記の第一の干渉及び第二の干渉に基づいて、前記のサンプルの少なくとも一部の深度プロファイルを生成するように構成される少なくとも一つの第三の機構をさらに含む、請求項1に記載の装置。